

第198回通常国会に向けた政策・制度要求（春要求）

日本退職者連合

1. 働く者のための働き方改革・子ども子育て支援について

(1) 社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大

働く者のための働き方改革を実現し公正労働条件を確保すること。就中、就職氷河期世代の雇用改善・社会保障対策を急ぎ、次世代育成と本人の老後生活安定につなげること。

(2) 子育ての社会化・次世代育成支援策の充実

社会保障の基盤である次世代育成のため、必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実すること。保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。

2. 被用者保険の確実な適用と対象拡大について

国として、年金・医療をはじめとする被用者保険について適用基準を満たす労働者に洩れなく適用させるとともに、短時間労働者への被用者保険の適用を速やかにかつ抜本的に拡大すること。

3. 年金制度の維持・改善について

(1) 短時間労働者の年金保険加入抜本拡大

短時間労働者の年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。

(2) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。

また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(3) 年金保険料拠出期間延長・年金受給開始時期選択幅の拡大

① 加入者の選択権を前提に、国民年金拠出期間を延長すること。

- ② 基礎年金給付算定時の納付上限（480 ヶ月）を延長し、延長した年数に合わせて基礎年金を増額すること。
- ③ 年金受給開始時期の選択肢を 70 歳以降に拡大すること。
- ④ 在職老齢年金は就労・受給開始時期選択を妨げないようあり方を検討すること。

4. 地域包括ケアシステムの確立について

健康増進・予防施策の充実に向けて、高齢者の健康寿命がのび、快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。その推進にあたっては、環境整備に心がけ目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

5. 医療制度について

- (1) 高齢者医療制度「定率負担 2 割化」、「資産等を算定基礎とした患者負担」の撤回
「制度発足時の根幹を崩す 75 歳以上の医療費定率負担 2 割化」「負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」「薬剤自己負担引き上げ」「受診時定額負担」を実施しないこと。
- (2) 医療保険給付率の自動的引き下げ制度導入検討の撤回
経済成長・人口動態と連動する医療保険給付率の自動引き下げの検討をやめること。
- (3) 全国一律診療報酬の維持
医療費抑制を目的とする地域別診療報酬設定の検討をやめること。

6. 介護保険制度について

- (1) 介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。介護事業における人件費比率を指針として示し、必要な行政指導を行うこと。

(2) 国交付金の見直し

介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。新設したインセンティブ交付金は調整交付金とは別枠財源措置を堅持すること。

(3) 利用者負担を拡大しないこと

医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担原則1割を維持すること。また、負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産保有状況を持ち込まないこと。

7. 税制について

(1) 個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。
- ② 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。
- ③ ひとり親の子どもたちを貧困から守るため、一度も婚姻歴がない未婚のひとり親世帯にも等しく寡婦控除を適用し、非課税世帯の対象に含めること。ひとり親家庭の寡婦控除に男女での控除適用要件の差や、ひとり親になった理由の内容によって適用要件に差をつけないこと。名称を寡婦控除から「ひとり親控除」に変更すること。

(2) 法人税

国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。

(3) 消費税

① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し「給付付き税額控除」を導入すること。

(4) 新税：国際連帯税

「国際観光旅客税」は、類似税を徴収している仏・韓などの多くの先行国と同じように、途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる「国際連帯税」への転換を検討すること。また、独・仏など11か国が導入を予定している同目的の金融取引税（FTT）の導入について検討すること。

8. 社会保障関連諸統計について

社会保障関連諸制度運営の基礎となる諸統計について、担当する態勢を整備して正確性と透明性を確保すること。

9. カジノ賭博合法化法の廃止について

賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」及び「特定複合観光施設区域整備法」は、賭博による市民の生活破壊および反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす。これを廃止すること。

10. 「悪質クレーム」について

流通やサービス産業、公共サービスなどの分野で頻発している従事者の人権を侵す悪質クレームの実態を把握し、防止するための制度・施策を整備すること。

以上